

飛躍

~leaping~

(税)永田会計

Topic

相続税調査は実地調査だけじゃない！？



相続税の調査には、実地調査のほかに、文書や電話連絡、面接を通じて申告漏れや誤りを是正する、いわゆる「簡易な接触」があります。

国税庁、簡易な接触を強化中

現在、以下の簡易な接触による取組が積極的に行われています。

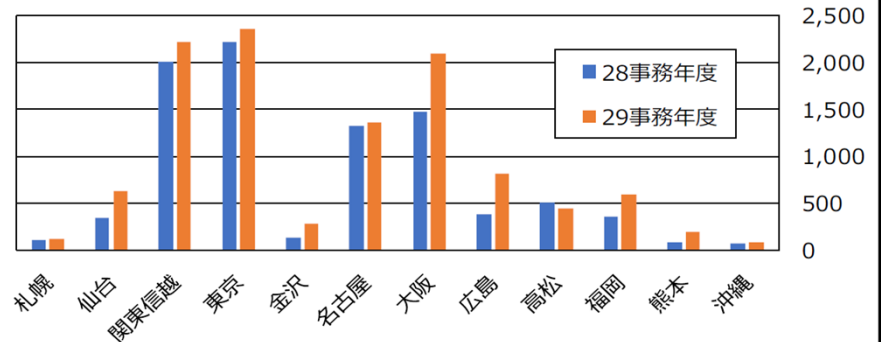
◆無申告への対応

無申告が想定される納税者等に書面照会し、自発的な期限後申告書の提出を促す

◆問題が少ない申告への対応

調査すべき問題点が限られている事案に対し、電話や来署依頼による調査を実施

国税局別の簡易な接触件数（件）



平成30年12月の国税庁、各国税局等発表の資料※より作成

全国における平成29年事務年度の簡易な接触件数は11,198件で28事務年度(8,995件)より24.5%増加しました。国税局別にまとめると、上のグラフのようになります。

基礎控除額の引下げ等により、平成27年に発生した相続から相続税の申告件数が増加し、相続税の課税割合も従来の4%台から一気に8%台へと高まっています。税務職員の人数に限りがあり、実地調査を増やすことが難しいことから、簡易な接触の件数は今後も増加することが予想されます。

相続税に関するご質問・ご相談は、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

※2018(平成30)年12月に国税庁および各国税局が発表した資料

29年度における相続税の調査は、27年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施したものです。

各国税局の詳細結果は、国税庁サイトのリンクをご利用ください。

<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu.htm>



死亡退職金には所得税がかからない？

退職金を受け取る場合には通常は所得税がかかりますが、相続人が受け取る死亡退職金は、所得税の課税対象とはならず、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。

Question

50代の父が先月亡くなりました。残された家族は母と私の2人です。父が勤務していた会社から、死亡退職金として3,000万円が配偶者である母に支給されました。

この退職金からは税金が引かれていないようなのですが、税の取り扱いはどのようになるのでしょうか？



Answer

遺族が受け取る死亡退職金は、**相続税が課税**されます。

相続人が取得した場合には**非課税枠**があり、「500万円×法定相続人の数」までは、相続税がかかりません。

退職金の税務上の取扱い

退職金は、一般的にはご本人が生存中に受け取られる場合が多く、この場合には所得税が課税されます。

しかし、ご相談のように亡くなられた方のご遺族に支払われる死亡退職金等については、所得税ではなく、みなし相続財産として相続税が課税されることとなります。